

## 協議第39号

### 消防施設整備計画について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化幹事会  
会長 畠山 稔

調整結果	<p>1. 施設の新設、既存施設の建替えについて 消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えは、原則として当該不動産の所在する市町が行う。その他、消防運営上必要な事項について、両市町であらかじめ協議する。</p> <p>なお、伊奈町北部の走行限界エリア外地域については、その解消を図るため、伊奈町北部への消防施設新設を念頭に、国の財政措置の活用を視野に入れ、広域化後8年以内に、両市町で協議しながら整備を進めていく。</p> <p>2. 改修等の計画について 消防庁舎等の改修等の時期については、各市町の公共施設等総合管理計画等に記載し、管理運営する。</p>
------	--

(説明)

1. 消防本部（本部機能部分に限る）は、その所在に関わらず両市町に必要であるため、当該部分についての大規模改修及び建替えに係る経費は、別に定める負担割合に応じて両市町で按分負担することを原則として、別途協議する。
2. 消防庁舎の耐用年数などを明記することにより、施設を安全に使用することができるようにする。消防本部及び伊奈町の消防庁舎を改修する必要があるときは、両市町にてあらかじめ協議する。

協議結果	<p>(説明) 1. について、消防本部（本部機能部分に限る）の「及び建替え」に係る経費は、「別途協議する。」部分に該当するものとして文言から削除し、承認する。</p>
------	--